（前のページより続き）

〔公　告〕

諸事項

官庁
金融商品取引業者に対する行政処分、押収物還付、財団、許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第四条の規定に基づく仮配当表、前払式特定取引業者の営業保証金及び前受業務保証金の還付に係る権利の調査についての意見聴取会の開催、建設業の許可の取消処分、宅地建物取引業法第六十七条、小型船舶教習所の登録関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
企業年金基金変更、企業年金基金解散・清算人就任関係　二六
会社その他

府令・省令

○内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第七十六条の規定に基づき、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
農林水産大臣　鹿野　道彦
経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則の一部を改正する命令

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成二十一年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

第四十七条第四項中「地方農政局長」の下に「（北海道農政事務所長を含む。）」を加える。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第百六十七号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二十六条（同法第三十八条第一項及び第三十八条の九第一項において準用する場合を含む。）及び地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十一条の二の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十二日

総務大臣　川端　達夫

地方公務員等共済組合法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の四第二項中「、附則第二条の二」及び「、施行規程附則第二条の二第一項中「組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。次項から第四項までにおいて同じ。）」とあるのは「市町村連合会」と、「組合員数」とあるのは「市町村連合会を組織する組合に属する組合員数」と、同条第二項中「組合」とあるのは「市町村連合会」と、「組合員数」とあるのは「市町村連合会を組織する組合に属する組合員数」と、同条第三項及び第四項中「組合」とあるのは「市町村連合会」とを削る。

第十一条の五の次に次の一条を加える。

（資金の繰入）

第十一条の五の二　地方公務員共済組合連合会は、地方公務員共済組合連合会の事務に要する費用の額から法第百十三条第四項の規定により地方公共団体が負担する額を勘案して総務大臣が定める額を控除して得た額を限度として必要な資金を長期給付経理から業務経理に繰り入れることができる。

第十一条の十一を次のように改める。

（長期給付に要する資金の交付）

第十一条の十一　令第二十一条の二に規定する総務省令で定める資金の交付は、組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、市町村連合会。以下この条において同じ。）の請求に基づき、年金である給付の支給期月ごとの第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）に相当する額の当該事業年度の合計額について一括して行うものとする。

一　当該組合の当該支給期月における長期給付に要する費用（基礎年金拠出金に係る負担に要する費用並びに長期給付及び基礎年金拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（法第百十三条第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む。）の見込額

二　当該組合の当該支給期月の前月の末日における長期経理の資産の総額の見込額を控除して得た額

第十一条の十六第二項中「、附則第二条の二」及び「、施行規程附則第二条の二第一項中「組合（市町村職員共済組合及び都市職員共済組合を除く。次項において同じ。）」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、「長期経理」とあるのは「長期給付経理」と、「利益金」とあるのは「利息及び配当金に係る収入金額」と、「定款で定める金額に組合員数を乗じて得た額」とあるのは「主務大臣の承認を受けた額」と、同条第二項中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、「長期経理」とあるのは「長期給付経理」と、「利益金が当該資産を年四・一パーセントで運用したとした場合における利益金に前項に規定する定款で定める金額に組合員数を乗じて得た額を加えて得た額に相当する額を下回る場合には、前項の規定にかかわらず、主務大臣の承認を受けて、前事業年度における利益金の範囲内において、前項に規定する定款で定める金額に組合員数を乗じて得た額」とあるのは「利息及び配当金に係る収入金額が当該資産を年四・一パーセントで運用したとした場合における利息及び配当金に係る収入金額に相当する額を下回る場合には、前事業年度における利息及び配当金に係る収入金額の範囲内において、主務大臣の承認を受けた額」と、同条第三項中「長期経理」とあるのは「長期給付経理」と、「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と、同条第四項中「組合」とあるのは「地方公務員共済組合連合会」と」を削る。

第十二条の八第一項中「、附則第二条の二」を削る。

附則第五条の六を附則第五条の七とし、附則第五条の五の次に次の一条を加える。

（年金保険者たる共済組合等に係る拠出金の納付が行われる場合の長期給付に要する資金の交付の特例）

第五条の六　厚生年金保険法附則第十八条第一項に規定する拠出金の納付が同項の規定により行われる場合には、第十一条の十一第一号中「を含む」とあるのは「並びに年金保険者拠出金に係る負担に要する費用及び年金保険者拠出金の負担に係る組合の事務に要する費用（同条第四項の規定による地方公共団体の負担に係るものを除く。）を含む」とする。